

## Ⅲ 都市環境

### <現状・課題>

#### ①地球環境への負荷の低減

- ・地球温暖化に伴う気候変動の影響が顕在化してきていることから、脱炭素社会の実現をめざし、これまでの温室効果ガス削減などの取組（緩和策）に加えて、異常気象などの影響を低減するための取組（適応策）が必要です。
- ・川崎区は、産業のまちであると同時に、公害防止に取り組んできたまちです。市民や立地企業の取組により、地域の環境は改善されつつありますが、地球規模の環境問題の解決を図るために、環境技術を活用した国際貢献する地域としていくことが課題となっています。
- ・臨海部には工場が集中しており、地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出量の7割以上を産業系が占めていますが、産業系の二酸化炭素排出量は減少傾向となっています。また、事業活動に伴って生じる産業廃棄物の処理も課題となっています。
- ・臨海部における環境改善の取組や東京湾の富栄養化、住宅地での騒音・振動の低減などが課題となっています。
- ・公共交通機関の利用促進や、自動車交通量を削減するための交通需要マネジメントの実施、幹線道路沿道の環境対策により、環境負荷の低減に向けての取組が課題となっています。

#### ②臨海部の景観・自然環境整備

- ・川崎区は唯一海に面していますが、東京湾や運河などに面した親水空間は、港湾緑地を除いてほとんどが工場などの民有地であるため、市民がアクセスすることができません。
- ・かつては、のりの養殖や漁業が営まれ、潮干狩りなどのレクリエーション活動の場でしたが、埋め立てが行われた後は、自然海浜は残されていません。
- ・臨海部の工場地帯や海と運河の水辺空間などの特徴を活かした景観整備、事業所緑化による緑の空間整備が課題となっています。

#### ③公園整備や緑化への期待

- ・公園・緑地として、総合公園である富士見公園、地区公園の大師公園や街区公園が点在していますが、地域のニーズに合う使い方ができる公園が求められています。
- ・オープンスペースや施設の緑化を促進し、緑の量と質を向上させるとともに、街路樹などの整備により公園・緑地などの緑を結ぶ、緑のネットワーク化が課題となっています。
- ・川崎区には、農地はほとんど残されていません。緑被率は、平成27(2015)年の緑の現況調査によると約2.7%で、川崎市の平均を下回っています。

#### ④河川環境づくり

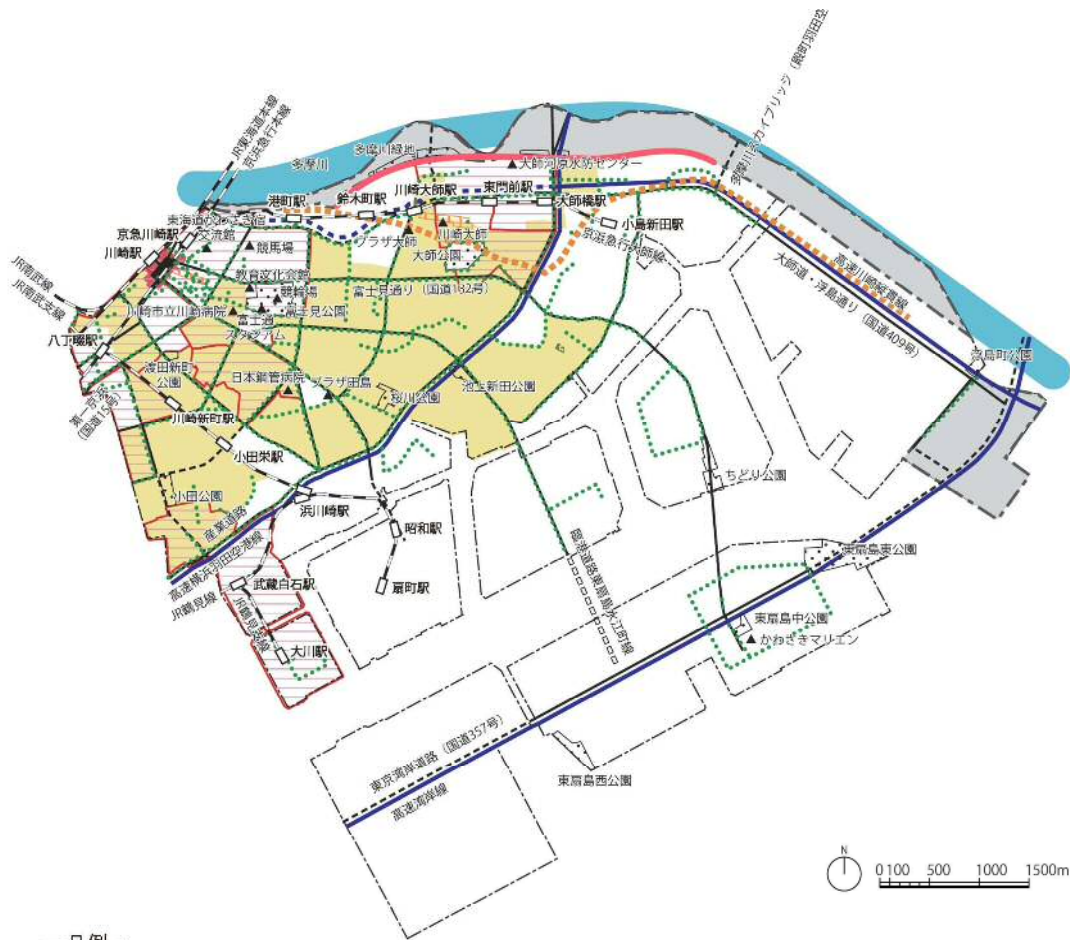
- ・多摩川の河川敷は、緑地として貴重な自然空間であるとともに、レクリエーションの空間でもありますが、多摩川の自然を市民の暮らしに活かしていくために、市街地から多摩川までのアクセスの改善が課題となっています。

#### ⑤地区の特性を活かした街なみの育成

- ・川崎駅周辺地区では、駅前空間や沿道の景観整備が行われていますが、本市の玄関口として、また広域拠点として、風格と魅力ある空間づくりが求められています。
- ・古くからの住宅地では、下町風情を活かした親しみのある心地よい街なみづくりが求められています。

- ・川崎区は、旧東海道の川崎宿の宿場町として発展してきた歴史があるため、地域の歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりが求められています。
- ・多摩川の六郷の渡し場や羽田の渡しは、古くは渡し舟によって江戸と川崎を結ぶ交通の要衝でした。また、多摩川河港水門などの京浜工業地帯の発展の歴史や、さらに古くは、二ヶ領用水沿いの農業や新田開発の歴史、のりの養殖や漁業の伝統もあり、これらのまちの成り立ちや資源を活かしたまちづくりが求められています。

■現状図



一凡例一

- かわさき多摩川ふれあいロード
- 樹木の集団
- 市役所・区役所・支所
- 主な公園・緑地等
- 鉄道
- (都市景観の形成)
- 身近な公園が不足している小学校区
- 自動車専用道路
- 景観計画特定地区
- 高齢化率21%~
- 自動車専用道路 (事業・計画区間)
- 都市景観形成地区
- 都市計画道路 (完成・概成区間)
- 都市計画道路 (事業・計画区間)
- 臨港道路 (事業中)
- 街路樹
- 遊歩道・散策路
- 河川
- 市街化調整区域
- ▲ 主な施設

平成31(2019)年3月現在

# 1 人・地球に優しいまちづくりをめざします

## (1) 脱炭素・低炭素都市づくりの推進

### ①地球環境保全に向けた環境負荷の少ない都市の形成

- ・脱炭素社会の構築による地球環境の保全に向け、優れた環境技術の集積などの強みと特徴を活かして、温室効果ガスの排出量削減の取組（緩和策）を推進するとともに、今後想定される気候変動が市民生活に及ぼす影響を低減する取組（適応策）についても実施し、市民・事業者・行政などの多様な主体との協働による地球温暖化対策を推進します。
- ・建築物の低炭素化を図るとともに、鉄道駅周辺への様々な都市機能の効率的な集約化にあわせて、駅へのアクセスを高める取組などを推進し、環境にやさしく利便性の高いコンパクトな都市の形成をめざします。
- ・土地の高度利用を図る地域において、民間活力や創意工夫を最大限活かす観点から、都市の成長に寄与する幅広い環境貢献の取組の評価などにより、地球環境に配慮した都市づくりを誘導します。
- ・治水・災害対策、暑熱対策などの気候変動対応策を推進し、市民が安全で健康に暮らせるまちの形成をめざします。
- ・緑地は二酸化炭素の吸収源であるとともに、ヒートアイランド現象の緩和にも寄与することから、緑地の保全を図るとともに、街路樹や公園・緑地の整備、屋上緑化や壁面緑化などの都市緑化の取組を推進します。

### ②エネルギーの最適利用と次世代エネルギーの導入

- ・川崎区が多様なエネルギーの供給地であるとともに、太陽光、風力、バイオマス、水素などの次世代エネルギーを活用した取組が市域で展開されていることから、その特色を活かしながら、創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組など、エネルギーに関する取組を推進します。
- ・建築物環境配慮制度（CASBEE川崎）や太陽光発電設備設置などの導入支援などにより、省エネルギー型設備の導入や風・光などの自然エネルギーの利用など、環境に配慮した建築物の整備を促進します。
- ・地球温暖化の防止や循環型社会の形成に向け、公共施設などへの太陽光発電システムやコージェネレーションシステムなどの導入、木材の利用促進に努めるとともに、「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」に基づき、民間事業者の開発計画において環境配慮型の取組を評価し、環境負荷の少ない優良な都市開発の誘導を図ります。
- ・低炭素建築物認定制度の適正かつ効率的な運用により、建築物の低炭素化を促進します。

### ③スマートシティの推進

- ・多様な主体と連携しながら、エネルギーの最適利用やICT（情報通信技術）・データの利活用により、快適性・利便性の向上と環境に配慮したスマートシティを推進します。

## (2) 環境に配慮した交通体系の構築

### ①環境に配慮した交通環境の整備

- ・自動車利用から公共交通利用への転換に向けて、公共交通ネットワークの形成を推進し、公共交通の利用促進を図ります。
- ・環境負荷の低減に向け、路線バスによる駅へのアクセス向上などにより、駅への利便性を高め、公共交通の利用促進を図ります。
- ・交差点改良など局所的かつ即効的な対策を進め、効率的・効果的に自動車交通の円滑化を推進します。
- ・幹線道路の整備にあたっては、周辺市街地への環境影響を低減するため、道路緑化を進めます。

## ②交通需要マネジメントの推進

- ・臨海部企業の従業員の通勤などに関して、公共交通機関の利用を促進するなど、マイカー通勤の抑制を図ります。
- ・首都高速横羽線を走行する大型車などを湾岸線へ誘導する環境ロードプライシングについて、関係機関との連携により普及拡大を図ります。

## ③自動車交通の脱炭素・低炭素化の促進

- ・燃料電池自動車や電気自動車などの次世代自動車の普及促進及び利用環境の整備に向けた取組を推進します。
- ・エコドライブの普及に向けた取組を推進します。

## ④新たな輸送システムの導入による脱炭素・低炭素化の促進

- ・臨海部のアクセスについて、BRT（バス高速輸送システム）の導入に向けた取組を進め、環境負荷低減に配慮した連節バス車両の活用や効率的な輸送による環境に優しい社会活動の促進を図ります。

## （3）地域環境対策の推進

- ・用途地域などの地域地区の指定にあたっては、市民の健康や安全な生活環境の維持を図るため、環境との調和に配慮した土地利用の誘導に努めます。
- ・行政による都市施設の整備などにあたっては、地域の環境特性を十分把握し、周辺環境との調和や大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動、雨水流出、廃棄物の増加、風環境などによる環境影響への配慮に努めます。
- ・大規模な土地利用転換にあたっては、周辺市街地との調和や環境改善などに資する計画的な土地利用の誘導に努めます。また、事業者に対して、土壌汚染対策などの適切な取組を指導します。
- ・民間事業者による一定規模以上の建築物などの建築については、あらかじめ大気、水、土、生物などへの影響の回避または低減を図り、良好な環境の保全に努めるよう、環境配慮を適切に誘導します。
- ・民間事業者などによる、土地の区画形質の変更を伴う大規模な開発行為に対しては、周辺の環境特性や土地利用と整合するよう、生物の生息環境や緑地の保全への配慮とともに、水質汚濁、雨水流出、廃棄物などによる環境への影響の配慮を適切に誘導します。
- ・工場や事業所などからの大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動などの公害を防止するため、事業者などの適切な取組を指導します。

## （4）持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進

### ①環境に優しい循環型のまちづくり

- ・持続可能な循環型のまちの実現に向けて、より一層の環境負荷の低減を図るため、市民・事業者・行政の協働による発生抑制、再使用、再生利用の取組を推進します。
- ・地域への環境負荷を出来るだけ削減し、環境と産業活動が調和した持続可能な社会をめざして、川崎エコタウン立地企業の環境技術を活かした新たな産業の振興や、企業間における資源循環などの取組を支援し、環境調和型まちづくりを推進します。
- ・首都圏における消費地である本市の特徴と強みを活かして、国産木材の利用促進・普及を図ります。



## ②廃棄物処理施設の適正な立地による資源循環のまちづくり

- ・廃棄物処理施設は、処理区域の広がり、人口の分布、施設の特長などを勘案して、都市計画決定により設置することを原則とします。
- ・廃棄物の処理について、適正かつ安定的に処理施設を稼働させるとともに、長期的な視点で適切な処理施設の更新を進めます。
- ・民間事業者による廃棄物処理施設の立地にあたっては、資源の再生利用による循環型社会の構築の観点や周辺市街地への環境影響を考慮し適切に誘導します。
- ・浮島において、市内で発生する一般廃棄物の焼却灰や公共工事の建設発生土などを適切に受入・処分するため、廃棄物埋立護岸などの施設について、適切な管理に努めます。



川崎港（浮島地区）

## 2 緑・水が人やまちと共生するまちをめざします

### (1) まちの骨格を形成する緑・水の保全と活用

- ・まちの骨格を形成する多摩川を「多摩川軸」として位置づけ、潤いのある街なみを形成する大切な環境資源として、その保全・再生などに努めます。
- ・海の玄関口となる臨海部を「東京湾軸」として位置づけ、市民や事業所などと連携しながら、運河や海、多摩川の広大な水域を活かした緑化や緑のネットワークの形成を図り、市民や就労者が憩える「臨海のもり」づくりを推進します。
- ・富士見公園や大師公園などの大規模な公園・緑地を「公園緑地の拠点」と位置づけ、市民の休憩、鑑賞、散歩、遊戯、運動などの利用に供するレクリエーション機能をはじめ、防災機能、環境保全機能、景観形成機能の発揮をめざします。
- ・公園や樹林地などの緑の空間に加え、それを支えるさまざまな協働の主体と、暮らしを支え高める緑の活用の仕組みなどをグリーンインフラとして捉え、その構築により、緑の効用を常に実感できる、緑ある暮らしの創造をめざします。

### (2) 計画的な公園・緑地の配置の方針

#### ①環境保全の視点による公園・緑地の配置の方針

- ・緑のネットワークを形成し、都市気象の緩和、二酸化炭素などの温室効果ガスの吸収や騒音の防止などを図るとともに、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間の確保や身近な自然とのふれあいの場の提供など、環境保全の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。

#### ②レクリエーションの視点による公園・緑地の配置の方針

- ・緑とオープンスペースの確保や市民が快適に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の確保、身近な憩い・交流の場の確保の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。

#### ③防災の視点による公園・緑地の配置の方針

- ・都市の防災機能の向上により安全な都市づくりを図るため、災害時などに避難地や復旧・復興の拠点となり得る公園・緑地の計画的な配置に努めます。

#### ④都市景観の視点による公園・緑地の配置の方針

- ・市街地においては、地域の景観構成の核となるよう公園・緑地を配置し、公共施設緑化、街なかや河川流域の地域緑化を推進し、街なみ景観の形成に努めます。
- ・臨海部における事業所緑化を促進するとともに、水辺環境・水辺景観と調和した、海とのふれあいを可能とする緑地の配置に努めます。

### (3) 緑と水のネットワークの形成

- ・大規模公園などを事業所の緑、住宅地の緑、街路樹、河川・水路などをつなぐことにより、「緑と水のネットワーク」の形成をめざします。

### 3 緑を保全・創出・活用し、地域の特色を活かした緑のまちをめざします

#### (1) 地域特性を活かした特色ある公園緑地の整備・活用

##### ①大規模公園緑地の整備・活用

- ・総合公園である富士見公園は、「富士見周辺地区整備推進計画」に基づき、富士見公園周辺のまちづくりと連携しながら、スポーツ施設の充実、多目的利用に供する広場や東西プロムナードの整備、公園全体の魅力向上に資する管理運営手法の構築など、民間活力を導入し、再編整備を進めます。

##### ②地域の核となる公園の整備・活用

- ・人口密度や誘致圏域、地域特性などに配慮しながら、利用者のニーズを踏まえた魅力ある公園・緑地の整備・活用に努めます。
- ・地域の核となる大師公園などの「地区公園」や小田公園などの「近隣公園」は、少子高齢社会における子育てや健康増進の場など、多世代の交流が可能な地域コミュニティの場として活用するとともに、老朽化した公園は、市民参加により整備計画を策定し、公園の再生に努めます。
- ・地域の身近な「街区公園」は、借地公園制度などの整備手法を活用しながら、地域のニーズに沿った特色ある公園の整備に努めます。
- ・公園施設の長寿命化を図るとともに、公園の再整備にあたっては、市民参加による地域のニーズを踏まえた魅力ある公園づくりに努めます。

##### ③協働による身近で安全な公園づくりと活用の促進

- ・身近な公園・緑地では、地域住民が公園の維持管理や利用調整を行う「管理運営協議会」などを組織し、住民主体による公園・緑地の弾力的な運用を促進することにより、地域コミュニティ形成の場として柔軟な活用を図ります。

##### ④多様な公園・緑地の整備・保全

- ・市街地再開発などの整備の機会を捉えて、都市景観の向上や歩行者などの休息・交流などのための「広場」の配置に努めます。
- ・環境保全機能や災害時の安全な避難路、避難地などが期待できる「緑道緑地」の配置に努めます。
- ・臨海部において、塩浜物揚場緑地、浮島1期地区緑地、水江町緑地の整備を推進します。
- ・浮島町公園（海風の森）は、市民健康の森の取組として、市民による「海」の魅力を感じられるような森づくりの活動を支援します。

##### ⑤長期未整備公園の整備・見直し

- ・長期未整備となっている都市計画公園については、区域の一部に市街地を含み事業の推進に支障をきたすとともに、長期にわたる制限を課している事例もみられることから、地域ニーズや社会情勢、市域全体としての公園・緑地のあり方などを踏まえつつ、整備や区域の見直しに向けた取組を進めます。

## (2) 市街地緑化の推進

### ①川崎駅周辺地区における重点的な緑化の推進

- 川崎駅周辺地区では、都市緑化を効果的かつ効率的に推進するため、「緑化推進重点地区」として、市民、事業者と協働して策定した緑化推進重点地区計画に基づき、公共施設の緑化や民有地の緑化などを促進します。

### ②臨海部の緑化と景観の向上

- 川崎臨海地区緑化推進重点地区においては、「臨海のもりづくり緑化推進計画」に則し、引き続き臨海部の緑化を推進し、臨海部にふさわしい景観の形成を図ります。
- 東扇島地区の水際線は、東扇島西公園・東扇島東公園などの港湾緑地を活用し、市民利用のための整備を進めます。



東扇島東公園

### ③公共空間や民有地の緑化の推進

- 再開発などの大規模な土地利用転換にあたっては、「緑化指針」などに基づき、敷地内緑化の推進と緑のネットワーク化など、緑の創出を適切に誘導します。
- 一定幅員以上の幹線道路において、道路緑化に努めるとともに、沿道の街なみ景観の向上・改善に取り組む住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- 街路樹の適切な維持管理を進めるとともに、街なみ景観や歩行者の通行に支障をきたしている狭あい歩道に植樹された街路樹の樹種、管理のあり方を検討し、良好な街路樹ネットワークの形成をめざします。
- 市街地においては、公共施設の緑化に努めるとともに、市民や事業者との協働により、生垣緑化や駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化、事業所緑化などの民有地の緑化を促進し、環境や景観の向上に寄与する市街地の緑化の推進に努めます。
- 工場を始めとした事業所の緑化を促進するとともに、地域環境の維持・保全を促進します。
- 民有地における地域緑化を促進するため、地区計画などを活用した適切な緑地の保全・創出の誘導を図ります。

### ④市民協働による市街地緑化の促進

- 遊休地となっている公共事業予定地や街かどのオープンスペースなどを活用し、花壇の設置を進めるなど、市民の発意による主体的な緑化活動を支援します。
- 地区計画の策定や建築協定、「地域緑化推進地区」の認定など、土地利用や地域緑化のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、緑地環境の保全と民有地の緑化の推進に努めます。



## 4 暮らしを豊かにする水環境を育みます

### (1) 流域を視野に入れた総合的な治水対策と健全な水循環系の構築

- ・地域特性に応じ、流域に係る国などの関係者と連携し、流域一体となった総合的な治水対策を進めます。
- ・河川については、都市の安全性を高めるため、河川改修や適切な維持管理により、治水機能の確保などを図るとともに、自然環境や社会環境、景観や水質、親水などに配慮した、人と自然に優しい河川づくりをめざします。

### (2) 多摩川の水辺空間の保全と活用

- ・貴重な環境資源である多摩川は、本市の骨格を形成する「多摩川軸」として位置づけ、多くの市民が楽しみ憩える環境の創出をめざして、市民活動団体やNPO、国などとの協働・協調の取組により、魅力ある水辺空間づくりを推進します。
- ・多摩川は、都市計画緑地として指定されているとともに、一部が風致地区にも指定されていることから、治水安全度の向上と、かけがえのない自然の恵みの次世代への継承、健全な水循環系の実現を図る流域全体を視野に入れた総合的な治水対策、生物多様性の保全回復をめざす「多摩川水系河川整備計画」と連携して、川を活かしたまちづくりをめざします。
- ・多摩川河川敷は、自然環境や景観の保全、スポーツやレクリエーション、環境学習の場などとしてのさらなる活用に向けて、「新多摩川プラン」を基に、民間活力の導入など多摩川の利活用による賑わいの創出に向けた取組を推進するとともに、市民との協働や流域自治体などとの連携により、持続可能な魅力ある水辺空間づくりをめざします。
- ・河口部においては、干潟や汽水域の貴重な生態系や河原風景を保全し、また、大師橋上流部においては、親水性のあるスポーツ・レクリエーション空間のマナーアップ・利便性向上や桜並木など樹木の保全、さらに、大師の渡しや水辺の楽校などの資源を活かした環境学習の場の整備、多摩川沿いの散策路の設定を住民とともに検討します。
- ・水環境の向上や多自然川づくりの推進などを図るとともに、「多摩川景観形成ガイドライン」に基づく多摩川の水辺景観の保全と、沿川市街地を含めた一体的な景観づくりをめざします。
- ・河川敷の施設をわかりやすく案内するための誘導案内板などの整備を進めるとともに、市街地と一体となった身近な多摩川を創出するよう、多摩川へのアクセスの向上に配慮した道路整備を推進します。また、高規格堤防の整備などと連携し、誰もが多摩川に行きやすくなるような坂路や階段の整備を促進します。
- ・多摩川河川敷の運動施設や「かわさき多摩川ふれあいロード」などは、より多くの市民が集い、利用する場として、利用環境向上や利用のマナーアップに向けた取組を推進し、快適な河川空間の創出や運動施設の充実、利便性の向上を図ります。
- ・新たな河川空間の利用として、様々な手法を模索するとともに、沿川市街地での開発事業との連携による河川空間の利用促進に向けた検討や、高規格堤防事業などにあわせた利用環境の整備を促進します。
- ・沿川における大規模な土地利用の転換にあたっては、水辺空間を活かした公園・緑地の整備を促進します。



多摩川

### (3) 都市の快適な環境づくりに寄与する港湾の整備

- ・川崎港の魅力を高めるとともに、臨海部における就労環境などの充実を図るため、「川崎港緑化基本計画」に基づき、開放的な親水空間に配慮した港湾緑地の整備に向けた取組を進めます。また、臨海部の活性化に向け、川崎マリエンや東扇島東公園などの港湾施設の利用を促進します。

### (4) 水の安定した供給・循環

#### ①安定した給水の確保と安全性の向上

- ・良質で安全な水道水や工業用水を安定的に供給するため、老朽化した施設や水道管路の更新・耐震化を計画的に進めます。
- ・省エネルギー機器の採用や地形の高低差を活かした自然流下による取水・送水・配水を継続するなど、環境に配慮した取組を進めます。

#### ②下水道による良好な循環機能の形成

- ・将来にわたり安定的に質の高い下水道サービスを提供するため、下水道施設の適切な維持管理を行うとともに、老朽化した施設の更新・耐震化を計画的に進めます。
- ・東京湾や多摩川・鶴見川の水質改善を図るために、合流式下水道の改善を進めます。

## 5 地区の個性と魅力を活かした川崎区らしい景観の形成をめざします

### (1) 川崎区を形づくる骨格を際立たせる景観づくり

- ・川崎区の骨格を形成する景観要素である、多摩川や港湾などを大切にし、その特徴的な骨格を際立たせる景観づくりをめざします。
- ・工業地域などでは、工場や事業所の緑化を誘導するとともに、色彩ガイドラインに基づく工場施設などの外観デザインの誘導や海と運河を活かした水辺の景観の誘導など、魅力ある産業景観づくりに努めます。

### (2) 個性と魅力ある川崎区の顔となる景観づくり

- ・川崎区における良好な景観形成の先導的役割をもつ川崎駅周辺地区や臨空・臨海都市拠点、川崎区の都市イメージをつくる顔として、個性と魅力ある表情豊かな景観づくりをめざします。
- ・川崎駅周辺地区は、本市の玄関口として、「広域拠点」にふさわしい都市景観を形成するために、街なみ景観のルールづくりなど、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。



川崎駅東口

### (3) 地域資源を活かした街なみづくり

#### ①地域の自然、歴史・文化などの資源を活かした街なみづくり

- ・川崎区のものづくり産業の歴史や伝統を活かした産業遺産の保全・活用を立地企業の協力により進めます。
- ・大規模公園などの「公園緑地の拠点」を核に、地域の自然、歴史文化資源などをつなぐ散策路の設定や交流の場の形成など、住民の発意による主体的な街づくり活動を支援し、自然の風景の保全を図ります。

#### ②地区の特性を活かした個性や魅力ある街なみづくり

- ・旧東海道の沿道では、東海道かわさき宿交流館を拠点とし、「東海道川崎宿まちなみまちづくりガイドライン」に基づいて、川崎宿の史跡を活かした歴史的な雰囲気を感じさせる沿道景観形成や、地域らしさを活かした街なみ景観の創出に取り組む住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、歩行者空間の改善に努めます。
- ・大師地区では、歴史的な資産を活かした賑わいと交流が生まれる街なみ景観を形づくるために、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・住宅地においては、下町的な雰囲気や地域の歴史的・文化的資源を活かした街なみづくりや民有地の緑化など、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・身近な商業地においては、商業振興施策と連携して、住民の発意による主体的な、地域の特性を活かした親しみやすく賑わいのある景観づくりの活動を支援します。



東海道かわさき宿交流館

#### (4) 市民・事業者・行政の協働による景観づくり

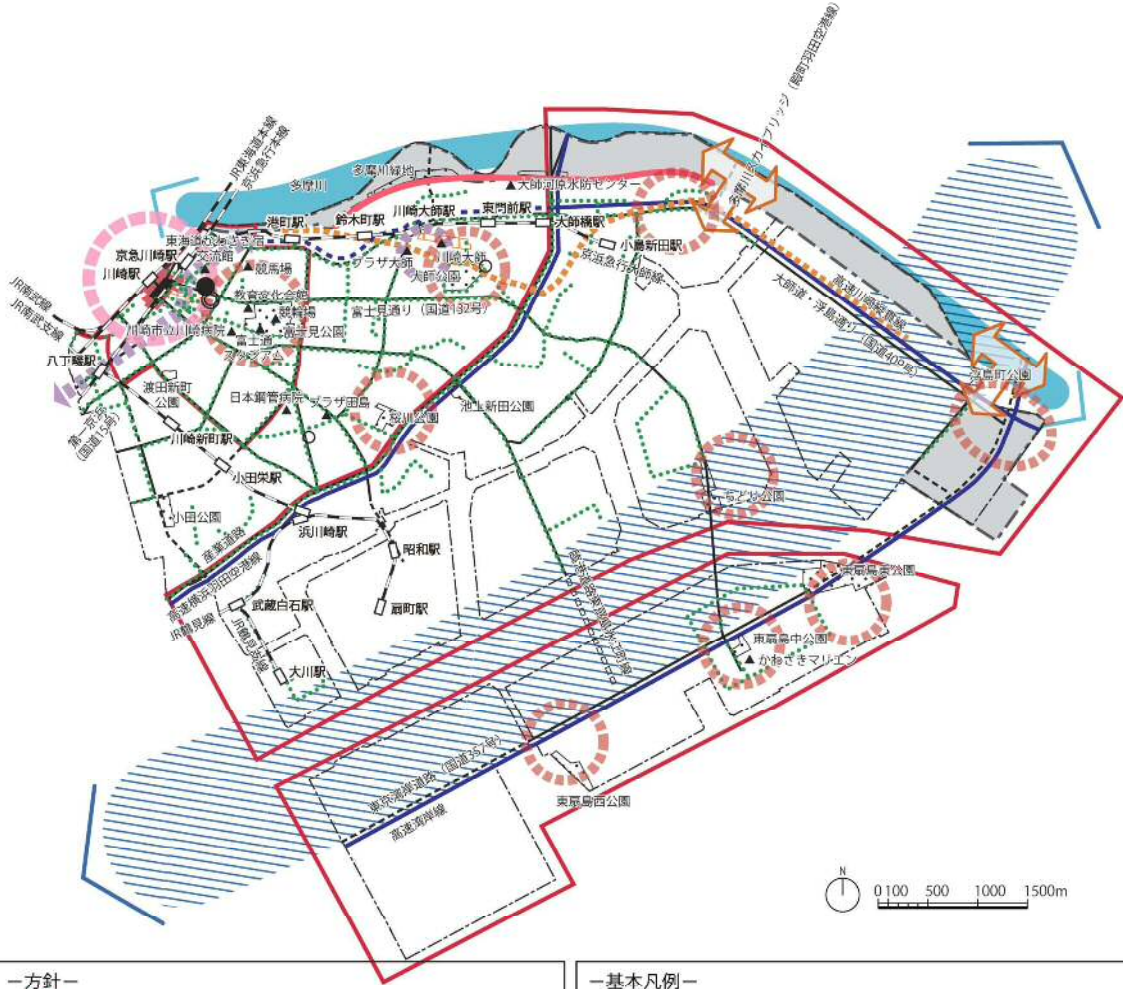
- ・良好な景観形成に向けて、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たすことが求められています。景観形成の主役として、市民の主体的な景観づくりの活動を支援するとともに、景観形成の協力者である事業者に対しては、景観形成施策に基づく事業の実施を誘導します。
- ・行政は、景観形成の総合的な推進役として、景観に配慮した公共空間の整備に努めます。

#### (5) 来訪者に優しい交流環境の整備と観光を通じたまちづくり

- ・臨海部の工業・物流・研究開発施設や工場夜景をはじめとした産業景観、川崎大師などの歴史的資源などの多様な地域資源の観光的活用や、本市の玄関口であり多様な施設が集積している川崎駅周辺地区を核とした全市的な観光ネットワークの強化を図るなど、観光振興施策と連携したまちづくりをめざします。
- ・川崎駅周辺地区においては、国際化を見据えた産業・観光の振興を図り、交通アクセシビリティの強化とネットワーク化に向けて、交通結節機能の強化及び羽田・殿町地区などと川崎駅周辺地区の連携強化をめざすとともに、グローバル企業の活動拠点の充実や滞在型観光の促進、情報を伝えるためのインフラの充実に向けたW i - F i などの快適な通信環境の整備や公共サインの多言語対応を進めていきます。



# ■都市環境方針図



<p>—方針—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> 都市景観の形成 (みどり拠点)</li> <li> 歴史的景観の創出</li> <li> 緑化推進重点地区</li> <li> 多摩川と沿川空間の連携</li> <li> かわさき多摩川ふれあいロード</li> <li> 歴史軸 (旧東海道)</li> </ul> <p>(みどり軸)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> 東京湾軸</li> <li> 多摩川軸</li> </ul>		<p>—基本凡例—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> 市役所・区役所・支所</li> <li> 駅</li> <li> 自動車専用道路</li> <li> 自動車専用道路 (事業・計画区間)</li> <li> 都市計画道路 (完成・概成区間)</li> <li> 都市計画道路 (事業・計画区間)</li> <li> 臨港道路 (事業中)</li> <li> 街路樹</li> <li> 遊歩道・散策路</li> <li> 河川</li> <li> 景観計画特定地区</li> <li> 都市景観形成地区</li> <li> 主な公園・緑地等</li> <li> 市街化調整区域</li> <li> 主な施設</li> </ul>	
---	--	---	--

平成31(2019)年3月現在

